

2017年5月16日

『隠州視聽合記』と『改正日本輿地路程全図』における竹島の記述・描写に関する私見

嶋尾稔（慶應義塾大学言語文化研究所）

竹島問題について全面的に深く探求することは私には能力的・時間的に到底不可能であるので、遠くから眺めているだけのつもりであったが、竹島問題に関わる二つの資料の解釈をめぐる議論について、どうにも違和感が払拭できないため、ここに敢えて奮勇を振るって私見を述べて見ることにしたい。その二つの資料とは表題に掲げた『隠州視聽合記』と『改正日本輿地路程全図』である。従来の議論については[池内 2012: 4~6 章]。

1. 『隠州視聽合記』の「竹島」「松島」記述

『隠州視聽合記』は、松江藩士齋藤豊宣が、寛文7（1667）年に著わした隠州（隠岐国）の地誌である。島根大学附属図書館（<http://www.lib.shimane-u.ac.jp/0/collection/da/da.asp?mode=vt&id=1431>）のウェブサイトで一写本のPDFファイルを閲覧できる。その巻一 国代記の冒頭に次のような記述があり、竹島に言及がある。

*なお、周知のことであろうが、江戸時代の日本の資料に出てくる「竹島」は現在の鬱陵島のことであり、「松島」は現在の竹島のことである。本稿では、以下、概ね資料用語を優先し「松島」（今の竹島）、「竹島」（今の鬱陵島）と記述する。

隠州在北海中、故隠岐嶋【按、倭訓海中言遠幾、故名歟】。其在巽地言島前也。知夫郡・海部郡属焉。其位震地言島後。周吉郡・隠地郡属焉。其府者周吉郡南岸西郷豊崎也。

従是南至雲州美穂関三十五里。辰巳至伯州赤崎浦四十里。未申至石州温泉津五十八里。

自子至卯無可往地。

戊亥間行二日一夜有松島。又一日程有竹島【俗言磯竹島、多竹・魚・海鹿】。此二島無人之地。見高麗如自雲州望隠州。

然則日本之乾地、以此州為限矣。

*引用に際して、返点、カナは省略し、適宜句読点を付け改行を行った。また強調も筆者による。

竹島問題で議論になるのは最後の一文の「此州」を隠岐国と解釈するか、鬱陵島と解釈するかである。隠岐国と解釈する論者は、隠岐島が日本の西北端である（「竹島」「松島」はその外側）ことが記されているとみなし、鬱陵島と解釈する論者は、「竹島」（今の鬱陵島）が日本の西北端であると記されているとみなす。

私には、どちらの解釈も間違っているように思える。「此州」の解釈は、この著作が隠州の地誌であり、その冒頭の地理的概観の記述であることを考えれば、隠州（隠岐国）と考えるのが自然であろう。さらに、この部分の記述においては、この隠州に離れ小島の二島（「松島」「竹島」）が属しているものとみなされていると解釈するのが自然であろうと私は考える。つまり、離れ小島を含む隠州が日本の西北端である、すなわち離れ小島の二島が日本の西北の限界であると書かれている、いやむしろ、離れ小島の二島が西北の限界をなすが故に、隠州は日本の西北端として語られている。上記引用の最後の文は、「然らばすなわち、日本の乾（西北）の地は、〈此州〉が限界である」というのであるから、その前に〈此州〉が日本の西北端である理由が示されているはずである。それは直前の箇所であろう。この引用の冒頭における隠州の位置付けは「北海中」であり西北という方向性は語られていない。西北という方向性が示されるのは、この最後の文の直前においてである。戊亥（西北）間の航路の先に離れ小島の二島（「松島」「竹島」）がある、離れ小島は朝鮮半島のすぐそばである（出雲から隠岐を眺めるのと同じくらいである）、そういうわけで、この離れ小島を含む隠州が日本の乾（西北）の端と言えるのだという文のつながりであろう。

郡も置かれず石高も無いような所は国の領分ではない、というのが幕府の視点であるのかもしれない。しかし、それでは、離島・無人島は日本に含めることが出来なくなる。この民間の地誌の作者は、これらの無人島を日本に含める別の日本観を提示していると考えられる。少なくとも次節で検討する地理学者長久保赤水は、そのようなものとしてこの地誌を理解しているようである。

上記の〈此州〉が隠州であるという説を補強するために、『隠州視聴合記』巻二 周吉郡 元谷村の次の箇所が証拠として挙げられる。

彼ノ八王子ノ社ノ神ト其向ヒ ノ常楽寺ノ神ト三年二一度爰ニ会シテ祭事アリ。此ヲ月日ノ祭ト云。（略）

按、此月日之祭、古遺法歟。書曰、昧谷寅餞納日。本朝亦曾行此禮歟。隠州戊亥之極地。昧暗也。与元音相近也。上古於是地餞納日亦未可知焉。為好古人姑記備之。

ここでの「隠州は戊亥の果ての地である」という認定は、まさに巻一国代記の「戊亥間」以下の記述から引き出されたものであろう。

*池内敏氏は、この按文に複雑な考証を加えておられるが、もっと簡単に考えて良いのではあるまいか。私の読みは次の通りである。《この月日の祭礼は、古の名残りであろうか。書経には「昧谷（暗い谷）でつつしんで沈む日を祭る」とある。日本でもかつてこの祭礼を行っていたのだろうか。隠州は西北の果てである〔日の沈む西に近い〕。昧は暗いという意味であり、暗（あん）は元（がん）と音が近い〔昧谷→暗谷→元谷〕。上古にこの地で沈む日を祭ったかどうかはわからないが、歴史好きの人のためにとりあえず記しておく。》

17世紀後半の山陰地方の民間においてこのような空間認識が成立した背景として、17世紀前半の「竹島」（今の鬱陵島）経営開始、17世紀中葉の「松島」（今の竹島）への関心（アシカ油しか取れないにしても）が影響を与えたのであろう。

2 『改正日本輿地路程全図』の「竹島」「松島」描写

長久保赤水の日本図が江戸時代の後期を代表する日本地図であることは贅言を要しないであろう。明和5（1768）年に原図となる「改製扶桑分里図」が作られ、安永8（1779）年に『改正日本輿地路程全図』が完成、初版が出版された。赤水の存命中に二版（寛永3〈1791〉年）まで刊行された。赤水の死後も版を重ねている（1811年、1833年、1840年、1846年、1871年）〔長久保 1969:35-38〕。そして、この地図に「松島」「竹島」が描かれていることも比較的良好に知られていることであろう。この二島の横に「見高麗猶雲州望隠州」と記されていることは、それほど知られていないかもしれない。

この「松島」「竹島」が日本領として描かれたのか、朝鮮領として描かれたのか、そのどちらでもない境界領域として描かれたのかが問題となっている。

実際に地図をみれば一目瞭然であると考えられる。取り敢えずどの版本でもよい。ネット上にいろいろ上がっているが、早稲田大学古典籍総合データベースの画像資料が見やすい。この地図は純粋に日本の地図である。普通に眺めれば、「松島」「竹島」を日本以外と考えることはまずありえない。これが朝鮮領に見えるのは、近代の領土紛争について意識した場合だけであろう。あるいは、境界領域か。境界という概念は20世紀後半史学の産物である。この現代の概念図式を簡単に過去に投影してよいものかと私は思う。長久保赤水に、日本領でもない朝鮮領でもない境界などという発想はあったのだろうか？そもそも赤水は、それ以前の地図製作者が描いて来なかったこの二島を何故わざわざ書き込んだのか？（赤水が手本とした森幸安の「日本分野図」は、「竹島」は描いているが、「松島」は描いていない。「日本

分野図」についてはすぐ後に述べる)。朝鮮領や境界領域を示すためではあるまい。やはり、それらを日本の端と見なしたから、書き込んだのであろう。「松島」「竹島」が日本の端であるという知識を赤水は、どこから得たか？まさに『隠州視聴合記』からであると考えられる。赤水が地図作成にあたって、水戸藩の彰考館の収集した各種の地図や地誌を参照したことが指摘されているが、彰考館の目録（彰考館編『彰考館図書目録』大正7年、p. 751）を見ると、『隠州視聴合記』が二冊含まれている。地図上の「松島」「竹島」の横に付された「見高麗猶雲州望隠州」の文言は、『隠州視聴合記』からの直接の引用である可能性が高いと見てよかろう。日本の端が朝鮮半島の近くまで来ていることを示すためにこの書き込みはなされたのであろう。もし隠岐島までが日本であるのならば、もっと別の記述が工夫されたのではあるまいか。

上に言及したとおり、赤水は、森幸安の「日本分野図」（宝暦4（1754）年）をお手本としたとされている[上杉 2010:56-61]が、両図はフレーミングが全く異なっている。「日本分野図」が日本の周辺国・地域を描いているのに対して、赤水図はそれらを除外している。「日本分野図」は朝鮮半島の東半分、琉球諸島、小笠原諸島を描いているのに、赤水は琉球諸島と小笠原諸島は描かず、朝鮮半島も極力小さく描いている。朝鮮半島を小さく描く構図のため、「日本分野図」のような垂直・水平の緯経線ではなく、右に傾いた緯経線となっている。すなわち、赤水の日本図は、日本だけを描こうとした図であることは明らかである。そのような限定されたフレーミングの地図に新たに付け加えられた二島が日本でないと考えられていたとは思えない。

*但、赤水は朝鮮を軽視したわけではない。中国歴史地図集である『唐土歴代州郡沿革地図』に付された「亜細亜小東洋図」の中で中国、安南、朝鮮の三国が宗主国一属国としてではなく規模のみ異なる独立国として描かれている。

赤水の日本図は 17 世紀に主流であった石川流宣の系統の日本図の構図と類似している。しかし、流宣図の時代と異なり、日本の位置付けを示すために、空想的な羅刹国や非現実的な琉球を周囲に描くことはなかった。赤水図では、日本の位置は、緯経線および日本の端の島から周囲の国・地域までの距離で指定された。「松島」「竹島」の横に書かれた文言「見高麗猶雲州望隠岐州」の役割は、そのようなものであったと考えられる。

地図上の「竹島」「松島」に彩色されているか否かが盛んに議論されているが、彩色の問題はあまり重要ではないように思える。そもそも赤水の原図にはクニ別の色分けはない。彩色するか否かは、出版に際しての見易さや見栄えの問題にすぎないであろう。

3 民間の「竹島」「松島」認識の広がり と 幕府の対応

赤水の日本図が版を重ね、模倣版も多数作られたことは周知の通りである[海野

1971:29]が、一枚ものの地図だけでなく、その他の出版物のなかにも「竹島」「松島」を描いた赤水の日本図が影響を与えている場合がある。江戸後期には、年表・地図を中心による知識を盛り込んだ「年代記」がいろいろ出版されるが、山崎美成編『掌中和漢年代記集成』（東都書肆南寿堂）の日本図には「竹島」「松島」が描かれている。この本は弘化3（1846）年初版で、その後版を重ねている（1848年、1849年、1850年、1854年、1855年、1856年、1867年。CiNi及び著者蔵本。1854年版と1856年版の現物を確認。）ので、そこそこは売っていたのであろう。国会図書館のデジタルコレクションを見ると、明治に入ってから、松浦果編『啓蒙教草』（圭章堂、明治6年〈1873〉5月）と森琴石編『小学用日本地図』（大阪書肆梅原亀七出版、明治10年〈1877〉1月）に「竹島」「松島」が描かれている。

このような民間の空間認識の展開と幕府の対応の不一致が江戸時代の特徴といえるのではないか。

「竹島」（今の鬱陵島）への幕府の対応は明快である。17世紀前半には出漁を許可していたが、17世紀末（1696年）にはそれを禁止した。「松島」（今の竹島）の扱いはそれほど明解ではないように思われる。17世紀中葉に「松島」（竹島）出漁について検討されたが、明確な対応はなされなかった。「竹島」（鬱陵島）への出漁禁止の際に「松島」（竹島）については明記されなかった。鳥取藩と松江藩にそれが帰属していないことは確認しているが、《日本領でないことを確認した》とまで積極的な態度でもないように思える。このときの幕閣の関心は、離島の零細漁業のために朝鮮との関係を悪くすることを避けるということであって、《「松島」（今の竹島）は当面の問題（紛争の対象）ではないことを確認し特に明記せず》というくらいのことではないか？あるいは、《「松島」（今の竹島）は単独では儲からない、即ち「竹島」（今の鬱陵島）経営に付属しているので、「竹島」（今の鬱陵島）出漁禁止は、取りも直さず「松島」（今の竹島）出漁禁止を意味する》とまで言えるだろうか。

18世紀中葉（1740年）の幕閣とかつて「竹島」で漁を行っていた大谷家の交渉では、17世紀末に「竹島」と「松島」がセットで出漁禁止となったように語られているということであるから、もしかしたら17世紀末の禁令の意図はそうであったのかもしれない。しかし、穿ち過ぎかもしれないが、本来、禁令には「松島」禁漁は含意されていなかったのに、「竹島」と経営的にセットでしか成り立たなかった「松島」出漁が「竹島」禁漁と相即的に不可能になってしまったという事態を踏まえて、両島禁漁以後という表現が事後的に使用された可能性もなきにしもあらずではないか。

19世紀前半段階における「竹島」出漁の処罰と全国的禁令の発布の際においても各当事者の17世紀末の禁令に関する解釈は一定していないように見える。浜田藩は、「松島」出漁はOKであり、それを前面に出せば「竹島」出漁も許されるだろうというくらいに緩く考えていた。対馬藩は、二島とも出漁禁止だと思うが、定かではないとする。幕府は、おそらく浜田藩流の「松島」出漁を名目とする弁明を認めなかったと思われるが、「松島」出漁そのものも禁止と考えたのか、それとも実際には「竹島」経営が目的であったことのみを理由に処分を考えたのかは不明確である。もし「松島」出漁を名目とする弁明を問題にしたかった

のであれば、この時点で「松島」出漁禁止を明記しそうな気もする。幕府の「松島」（今の竹島）の扱いは江戸時代を通して曖昧なままであったのではないか。

それを明確にしたのが、明治10年（1877）の太政官指令なのであろう。これによって「松島」（今の竹島）は日本領に属しないと明確に指示されたために、ここで江戸時代の民間の「竹島」「松島」認識も終わりを迎え、竹島問題は次なる局面に入るのではあるまいか。

池内敏. 2012. 『竹島問題とは何か』名古屋：名古屋大学出版会.

池内敏. 2016. 『竹島：もう一つの日韓関係史』東京：中央公論新社.

上杉和夫. 2010. 「地図史における森幸安の再布置」『歴史地理学』52-1.

海野一隆. 1971. 「近世刊行の日本図」『日本古地図大成一解説』東京：講談社.

長久保光明. 1969. 「長久保赤水の日本地図編集について」『地図』7-3.